

○高砂市総合政策に関する条例

平成27年3月16日高砂市条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、市の総合政策に関し必要な事項を定めることにより、市政の運営及び行政経営を効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合政策 行政経営プランを策定し、行政評価を実施することにより、総合計画を推進することをいう。
- (2) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (3) 基本構想 市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。
- (4) 基本計画 基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。
- (5) 実施計画 基本計画に基づき施策を実現するための具体的かつ個別的な事業を定める計画をいう。
- (6) 行政経営プラン 持続可能な行政経営を行うため、市の行政全般に係る計画を勘案した上で定める計画をいう。
- (7) 行政評価 総合計画及び行政経営プランで定めた項目について評価を行い、当該評価を得た項目を改善していくことをいう。
- (8) 総合戦略 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、市政の運営を効果的に推進するため、総合計画を策定するものとする。

- 2 市長は、総合計画のうち基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、次条に規定する高砂市総合政策審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、総合計画のうち基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。この場合においては、市長は、あらかじめ、前項に規定する手続を経なければならない。
- 4 前項の場合において、基本計画に係る同項本文の議決は、基本的なものに関することに限り行うものとする。
- 5 市長は、総合計画のうち実施計画を策定しようとするときは、基本計画に基づいて行うものとする。

(審議会)

第4条 市政の運営及び行政経営その他市政に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ

調査審議し、又は意見を聴取するため、高砂市総合政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
（行政経営プランの策定）

第5条 市長は、総合計画を推進するため、行政経営プランを策定するものとする。

- 2 市長は、行政経営プランを策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
（行政評価の実施）

第6条 市長は、総合計画及び行政経営プランの進行管理を行うに当たって、行政評価を実施するものとする。

- 2 市長は、行政評価について、審議会の意見を聴くものとする。
（総合戦略の策定）

第7条 市長は、市におけるまち・ひと・しごと創生法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、総合計画と整合をとりながら、総合戦略を策定するものとする。

- 2 市長は、総合戦略を策定し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。
（市民への周知）

第8条 市長は、総合計画、行政経営プラン及び総合戦略を策定し、若しくは変更し、又は行政評価を実施したときは、速やかに、その内容を公表するものとする。
（総合計画との整合）

第9条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。
（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（高砂市総合計画審議会条例の廃止）
- 2 高砂市総合計画審議会条例（平成10年高砂市条例第26号）は、廃止する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「総合計画審議会」を「総合政策審議会」に改める。